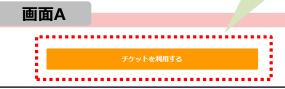
2. 電子割引券画面詳細 登録内容について ①



QR読み取り画面に 進みます



ご利用可能期間

2021/04/01 ~ 2022/03/31

ご利用における注意事項 ※必ずお読みください※

全国保育サービス協会HP http://www.acsa.jp/htm/babysitter/
て、ベビーシッターを利用する当日に行ってください。正当な理由なくベビーシッターを利用した日でなく後日入力した場合
や、入力項目が不足しているなどにより割引の対象とならない場合があります。2. 「特例指置」での使用の場合は、1日
(回) 5枚、1ヶ月に120枚まで使用できます。「特例指置利用」を選び、特例指置が必要となる事由(記載例: 〇月〇日〇〇小学校の額時休菓のため、等)を、毎申欄に入力してください。あわせて証明となる派付資料をベビーシッターを通じてシッター会社へご提出ください。なお事由事項の入力がないもの、または添付資料のご提出が無いものについては、特例指置分としての割引は受けられません。

本電子割引掛の利用条件は以下のとおりです。1. 企業または個人で就業する者を代表する回体から交付された利用者本人が使用できます。2. 利用者が監接する児童について、配偶者がいない又は配偶者の飲労、病気入院、選字、政務等等により、ベビーシッターを利用しなければ労、働者が続けすること(物理への機種を含む)が個数な場合に限り使用できます。3. 対象担当人につき1日 (回) 2枚使用できます。5. オタル製造 1人につき1日 (回) 2枚使用できます。7. たたし、1ヶ月に24枚まで、1年間に280枚まで使用できます(「特別機量」の場合を終く・特別措置については注意無す。2を参加。4. 我処別又は3分・大学の3年生までの児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学化6年生までの児童のためにベビーシッターを利用する場合に使用できます。たし、家庭と保育所等との送迎のみが対象であり、施設間の送迎や塾・副い事への送迎たの保育記録は必要する。た、同一家庭以外の子を含む送述と対象外となります。なさ、いずれの場合においても、アレーシッターの保育記録は必要です。6. ベビールム (ベビーシッターの経済が監督するものを含む、)等での集団保育やベビーシッターの保育記録は必要です。6. ベビールム (ベビーシッターの経済が監督するものを含む、)等での集団保育・ドレーシッターの自宅等での保育では使用できません。7. 掃除、洗濯、炊事等の家事サービスには使用できません。8. 他の人に譲って使用させることはできません。

	チケットコード	964
	認証ID	6753
	承認番号	9000091
	承認事業主名	ACSA様_動作確認用
	職員名	四谷 三津子
- 1		



3. 電子割引券画面詳細 登録内容について ②





3. 電子割引券画面詳細 登録内容について ③

利用情報登録画面



確認画面



※サイトデザインは今後一部変更の可能性があります